

富士箱根伊豆国立公園指定 80 周年記念事業実行委員会 規約

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 本会は、富士箱根伊豆国立公園指定 80 周年記念事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 実行委員会は、富士箱根伊豆国立公園指定 80 周年記念事業（以下、「80 周年記念事業」という。）を富士箱根伊豆国立公園及びその周辺地域において開催するため、必要な事業を企画し実施することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 80 周年記念事業の企画及び調整、並びに開催及び運営に関すること。
- (2) その他 80 周年記念事業の推進に関し必要なこと。

第 2 章 組織

(構 成)

第 4 条 実行委員会は、関東地方環境事務所長、関係都県自然公園所管部長、関係市町村長をもって構成する。

(組 織)

第 5 条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 4 名以内
- 2 会長及び副会長は、実行委員会委員の互選によって決定する。

(役員の仕事)

第 6 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、会長の職務を代理する会長代理を置くことができる。
- 3 会長代理は、会長及び副会長の合議により、指名する。

(任 期)

第 7 条 役員の仕事は、第 13 条の規定に基づき実行委員会が解散するまでとする。

第 3 章 会議

(実行委員会)

第 8 条 実行委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 実行委員会は、第 3 条の事業を行うため、次に掲げる事項について、審議の上決定する。
 - (1) 80 周年記念事業の事業計画及び事業報告に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (3) その他 80 周年記念事業及び関連する事業に係る重要な事項に関すること。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、実行委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 やむを得ない理由のため実行委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された議事について書面をもって表決することができる。または、代理の者（以下、「委員代理」という。）を指名して出席させ、表決を委任することができる。

- 5 実行委員会の会議の議事は、出席した委員（委員代理を含む）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長が必要と認めるときは、実行委員会を開催せずに書面による決議をもって第2項に掲げる事項を決定することができる。

（部会）

- 第9条 実行委員会に、箱根部会、富士山部会、伊豆半島部会、伊豆諸島部会の4つの部会を置く。
- 2 部会の委員は、関東地方環境事務所国立公園課長、関係都県の自然公園担当課長、及び関係市町村の自然公園担当課長をもって構成する。
 - 3 部会には、部会長及び副部会長を置く。
 - 4 部会長及び副部会長は、各部会の委員の互選によって決定する。
 - 5 部会は、部会長が招集する。
 - 6 部会では、実行委員会に諮るため、富士箱根伊豆国立公園の箱根地域、富士山地域、伊豆半島地域及び伊豆諸島地域のそれぞれにおける80周年記念事業の推進に必要な事項について審議する。
 - 7 部会長に事故があるときは、部会長の職務を代理する部会長代理を置くことができる。
 - 8 部会長代理は、部会長、副部会長及び事務局の合議により、指名する。

第4章 会長の専決処分

（専決処分）

- 第10条 会長は、第8条第2項に掲げる事項のうち、会議を招集する時間的余裕がない事項については、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、書面により速やかに委員に報告しなければならない。

第5章 事務局

（事務局）

- 第11条 事務局は、環境省箱根自然環境事務所が務める。
- 2 事務局長は環境省箱根自然環境事務所長をもって充てる。

第6章 経費

（経費）

- 第12条 実行委員会及び部会の開催に係る経費は、環境省関東地方環境事務所が負担し、都県及び市町村からの負担を求めない。
- 2 実行委員会及び部会の参加に係る旅費は、委員が所属する組織において負担することとする。

第7章 解散

（解散）

- 第13条 実行委員会及び部会は、第3条に掲げる事業が終了し、事業の報告が完了したときに解散する。

第8章 委任

（委任）

- 第14条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

（施行期日）

この規約は、平成27年11月16日から施行する。